

関係団体の長 殿

労働災害防止団体の長 殿

広島労働局労働基準部長

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

日頃から労働基準行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）については、本年3月14日に第217回国会に提出され、本年5月8日に可決成立し、同5月14日に公布されました。

改正法は、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものです。

改正法の概要及び施行日は、別添1 改正安衛法等リーフレットのとおりであり、貴団体におかれましても関係事業場並びに関係者に御周知等いただきますよう、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、別添1 改正安衛法等リーフレットに記載しているとおり、治療と仕事の両立支援の推進に係る改正を含む、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）が本年6月11日に公布されており、その概要及び施行日は別添2 改正労推法等リーフレットのとおりでことから、併せて同リーフレットの周知等についても御協力をお願い申し上げます。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijyun/anzen/an-eihou/index_00001.html



改正労推法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

